

第3回松江市公共料金に関する審議会

日時：令和7年4月22日（火） 14:00～16:00

場所：松江市上下水道局 2階 大会議室

出席委員 岩本会長、伊藤委員、植田委員、金井委員、
喜多川委員、利弘委員、原田委員、万代委員、宮原委員

欠席委員 川谷委員

事務局 小塚上下水道局長、桂部長、中西次長、古藤次長、
石津総務課長、藤間営業課長、飯野上配水課長、吉岡事業推進課長、
橋本維持管理課長、赤山財務係長、新田経営係長、川端副主任

傍聴者 0名（報道関係者除く）

○事務局 中西次長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回松江市公共料金に関する審議会を開催いたします。

本日お集まりの委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会をさせていただきます上下水道局上下水道部次長の中西でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の福島様におかれましては、PTA連合会役員の改選により、ご退任されました。新たにPTA連合会からご推薦をいただきましたので、ご紹介させていただきます。

松江市PTA連合会副会長、伊藤晶弘様でございます。

○伊藤委員

伊藤です。よろしくお願ひいたします。

○事務局 中西次長

伊藤様には、委嘱状を事前に置かせていただいております。申し訳ございませんが、これをもちまして交付に代えさせていただきます。

また、川谷様におかれましては、本日、急用によりご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、松江市上下水道事業管理者、上下水道局長の小塚豊よりご挨拶申し上げます。

○事務局 小塚上下水道局長

皆様、改めまして上下水道局長の小塚でございます。

本日から伊藤様に議論にご参加いただくということで、よろしくお願ひを申し上げます。

最近、米の価格が随分上がっておりまして、私も去年ぐらいにスーパーマーケットで見たときは、大体5kgで2,000円を切るものもあったように記憶をしております。先日見ましたら4,200円から4,500円という数字が見えておりました。高騰がどこまで続くのか。

昨日・今日のニュースで、青森県のお米が首都圏では3,500円ぐらいの販売価格で、非常に安いということを言っていましたが、様々な要因があると思いますけれども、やはりものの価格、あるいは賃金の上昇も含めて大きく物価が上がっています。

それに対しては、賃金相場がなかなか追い付いていかないということでございますが、地場においても、満額回答をするというようなことが山陰経済ウイークリーにも若干載っていました。

どうしてもみんなが原価、ものを売ったり買ったりするには、それを作ったり、流通をさせるためのコストがかかっており、それをいかにきちんといただけるのかということは、すべての業態において同じことだというように思っております。

一方、石破政権では、またガソリンやガス・電気に対して一定補助するというようなことをやっていますけれども、それはあくまでも税金という形でまた再配分をしていくということでございます。やはりもののコストというのは決まり切ったといいますか、努力をしても価格転嫁せざるを得ないという状況が日本全国で出ているのではないかというように思っております。

私共の扱う水というのは、人が生きていく上で最も重要な要素の1つでございますので、できるだけ安価に安定的にというように考えておりますが、やはり耐震化を進めていくとか、あるいは、コストを地元民間の企業にきちんと基準に従ってお仕事を出すということを考えますと、いかんせん原価が取れていらないというのは、前回までお知らせをしたところでございます。

本日、答申案の審議ということでございますけれども、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴して、答申の中でも「こういったことはどうなのだろうか」ということについて、疑問な点があれば何なりとおっしゃっていただければと思っております。

時間が限られていますけれども、最後まで有意義なご議論をいただきますようにお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 中西次長

ありがとうございました。

それでは、これから議事の進行となります。岩本会長に審議会の議長をお願いいたします。

○岩本会長

よろしくお願いします。今日は第3回目でございますが、順調にいけば最終回の予定でございます。

それでは、議事を始める前に、事務局から議事の進行等についてご説明をお願いいたします。

○事務局 中西次長

議事の進行等についてご説明させていただきます。

まず、本審議会の公開についてですけれども、特に非公開の基準に該当する事項はありませんので、松江市情報公開条例第30条により原則公開とさせていただきます。

次に、本審議会の議事録ですが、事務局で作成し、会長、副会長、委員の皆様にご確認をいただいた後に公開をさせていただきます。

続きまして、議事の進行ですが、本日は、諮問に対する答申案についてご審議をいただき、ご意見等をいただきたいと考えております。

最後に、資料確認をお願いいたします。資料 1、松江市水道料金の改定について（答申案）。資料 2、料金算定期間の資金の流れでございます。

資料が足りない、また、乱丁等にお気付きになられましたら、議事中でも構いませんので、事務局職員にお申し出ください。

それでは岩本会長、よろしくお願ひいたします。

○岩本会長

ご説明、ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。次第でいうと 3 の答申案についてになります。

前回、諮問内容については、審議会としては理解する立場で答申案の検討を進めさせていただくという整理をさせていただきました。そして、事務局に入っていただきまして、私と金井副会長の意見も踏まえた素案として答申案をお手元にお配りいただいております。

本日のやり方ですが、答申案を事務局から読み上げていただきたいと思います。全部読み上げるのは大変なので、項目ごとに区切って、その都度、委員の皆様にご確認いただきたい、そういうやり方で考えております。

そういうことで、項目ごとに読み上げてください。よろしくお願ひします。

○事務局 新田係長

事務局の新田でございます。

そうすると、答申案を項目ごとに読み上げさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

…………以下、読み上げ…………

松江市水道料金の改定について（答申）。令和 6 年 12 月 26 日付、松水経第 45 号で貴職から諮問された松江市水道料金の改定について、本審議会は慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

1. 答申内容。

- (1) 水道料金改定案について、水道料金の平均改定率を 26.02% とする基本料金並びに給水料金の改定案は適当である。
- (2) 水道料金改定実施期日について、水道料金の改定を令和 8 年 4 月 1 日とすることは適当である。

○岩本会長

ありがとうございました。ここで一区切りでございます。

1 の答申内容につきまして、皆様から何かご質問・ご意見はございますでしょうか。遠慮なくお願ひいたします。

答申案というのは、最初に結論があつて、そのあとで理由という、そういう流れになります。ですので、なかなか結論からコメントをするのは難しいかもしれません、以下、理由の説明の際に遡って 1 に戻っていただいても結構です。

とりあえず、今の段階でご意見・ご質問はないでしょうか。

……質問・意見なし……

それでは、続きをお願いいたします。

○事務局 新田係長

続いて、2.答申にあたってです。

……以下、読み上げ……

(1) 水道事業の現状と課題。

松江市は、宍道湖・中海に面し、水の都とも呼ばれているが、汽水域のため水道水源に乏しく、遠く離れた布部・山佐ダム及び尾原ダムを水源とした島根県用水供給事業の飯梨川水道と斐伊川水道からの受水に頼らざるを得ないこと、平野部が狭く起伏のある地形が続いているため、施設を多く必要とするなど、地形的な要因が水道料金算定に大きく影響している。

さらには、全国的な傾向にもれず、松江市においても水道水の使用量は減少傾向が続いており、収益の減少とともに、物価高騰に伴う費用の増大も相まって、令和7年度には単年度赤字、令和11年度には資金不足に陥る財政推計となっている。

しかし、近年の自然災害の激甚化やリスクの高まる南海トラフ地震などへの備えとして、管路の耐震化、老朽管の更新、施設の改築・更新といった建設改良事業は、将来にわたり安全・安心な水道水の供給を持続していくために必要な投資であることを理解している。松江市上下水道事業経営計画に基づき、計画的・効率的に事業を推進するためには、国などからの交付金・補助金の活用も重要であるが、受益者負担の原則から料金改定による財源の確保が喫緊の課題となっており、本審議会へ改定案が諮問されたものである。

○岩本会長

ありがとうございました。現状と課題の部分でございます。

何か皆様からご意見・ご質問はございますでしょうか。

地理的な要因や、県からの受水に頼らざるを得ない現状があり、さらに物価高騰であるとか、特に松江市に限られない事情であるとか、そういうことを示しております。

何かございますか。

そういう現状があつて、受益者負担もあるので、料金改定、値上げ改定が諮問されたという、そういう理解を示しております。よろしいでしょうか。

……質問・意見なし……

それでは、続きをお願いします。

○事務局 新田係長

続いて、2ページの7行目でございます。

………以下、読み上げ………

(2) 水道料金の改定案について。

①料金水準。本審議会に対して諮問された改定案は、多くの水道事業者が料金改定に採用している日本水道協会制定の「水道料金算定要領」（以下、「算定要領」）に基づき算定されている。

水道料金は、令和 8 年度から 12 年度の 5 年間を算定期間として、営業費用及び支払利息に資産維持費（財政基盤の安定化を図り、将来にわたり水道水の安定供給を目的とした建設改良事業を着実に実施するために必要となる額）を加算した額を総括原価として算定されている。

算定期間の 3 年後の令和 15 年度末の企業債残高（借入金）と保有資金残高のバランスを考慮しながら、安定した経営を維持するために必要な資産維持費を料金の原価に含めることで、水道施設への再投資資金確保につなげるなど、長期的視点に立った経営がなされていることは評価できる。

その上で、現行水準による料金収入見込みが 41.0 億円／年であるのに対し、昨今の物価高騰も見込んだ総括原価が 51.6 億円／年であることから、料金算定期間 5 年間で 53 億円の不足が生じるため、26.02%の料金値上げが必要との改定案が示された。

以上のこと踏まえると、引き続きコスト削減などの不断の経営努力を行うことはもちろんであるが、水道施設の耐震化や老朽化に伴う更新などを着実に推進し、将来にわたって安定的に水道水を供給し続けるためには、改定案のとおり料金改定を行うことはやむを得ないと判断する。

○岩本会長

ありがとうございました。中核部分かもしれません。

(2) の①の部分でございます。何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

この答申案を作成する過程で、実は一番引っかかったのが、今のところの下から 2 段落目の 53 億円の不足という部分がありました。最初の案では文言が違っていたのですけれども、5 年間で 53 億円不足するというのが、実は前回の審議会での資料からは、ちょっと読み取りにくい数字なのです。

これは 51.6 億円から 41.0 億円を引いていただいて、掛ける 5 をすると 53 億円になるはずです。そういう計算です。

51.6 億円かかる。今の水道料金だと 41.0 億円の収入である。だから、1 年ごとにこれだけ不足が生じる。そして、5 年間の累計では 53 億円不足が生じる。よって、これだけの幅の値上げが必要であるという、そういう算定形式でありまして、ここは多分かなりポイントだと思います。

数字に強い皆様はピンとこられたかもしれませんけれども、私は最初、理解に時間がかかった部分がありました。

皆様から何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

………質問・意見なし………

それでは、続きを願いいたします。

○事務局 新田係長

そうしますと、2ページ目後段の、②料金体系についてです。

……以下、読み上げ……

水道料金体系の原則は総括原価を基本料金と給水料金に区分して設定するものとされており、松江市の料金体系も同様である。

現行料金となった平成27年の料金改定では、基本料金と給水料金の比率を見直すために、水道メーターの口径別に定められている基本料金を原則2倍とする基本料金の改定と、水道の使用量ごとに定められている給水料金単価（逓増型）について、一般家庭などの小口需要者に配慮した料金設定と、大量に水道を使用される大口需要者との公平性確保の観点で、料金の格差（逓増度）を緩和（4.4倍を3.58倍に緩和）する改定が行われた。

本審議会には、前回改定での課題を踏まえた改定案が示され審議することとなった。

○岩本会長

それでは、ここで一旦切らせていただきます。

水道料金の考え方として、基本料金と給水料金に分けて考えるという、これまでご説明があったところでございます。平成27年にも料金改定をしているので、そのこととの関連が示されています。

何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

前提部分でもありますので、よろしいですか。

……質問・意見なし……

それでは、続きをお願ひいたします。

○事務局 新田係長

そうしますと、3ページの5行目。基本料金の改定についてです。

……以下、読み上げ……

前回の改定では、基本料金と給水料金の比率が当時2:8であったものを4:6に見直すため、全ての口径の基本料金を2倍にする検討が行われたが、一般家庭への配慮として13mmは1.5倍、20mmは1.3倍に留められた。

今回の改定案は、13mmと20mmの基本料金を当時の2倍に、その他の口径の基本料金は据え置くことを基本とした上で、激変緩和措置として20mmについては1.7倍に留められている。

以上のことから、今回の改定では小口需要者の基本料金負担が増加することとなるが、公平性の観点からも基本料金の改定は適当であると判断する。

○岩本会長

ありがとうございます。基本料金なので、使用量に関わらずかかる料金です。基本料金の改定部分のご説明であります。

何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

はい、お願ひします。

○伊藤委員

引継ぎと資料の読み込みが浅かつたら申し訳ございません。

この当時というのは、いつのことを指していることになりますでしょうか。

○事務局 中西次長

平成 27 年の改定当時ということでございます。改定前の時点でございます。

具体的に申し上げますと、13 mm の口径の基本料金が、当時は 550 円でございました。また、20 mm の口径の基本料金は 1,100 円でございましたが、それが全て 2 倍には今はなっていないというところで、1.5 倍と 1.3 倍の改定に留まっているということでございます。

○伊藤委員

ありがとうございます。

○岩本会長

そうですね。基準時が、その 1 つ前のブロックで、2 ページの下から 4 行目の「現行料金となつた平成 27 年の料金改定では」とあるので、現在の松江市の水道料金は、一応平成 27 年の料金改定に基づくものであると。本当はその時に 2 : 8 から 4 : 6 になるわけなので、基本料金が 2 倍になるはずだったのですが、一般家庭への配慮として 13 mm は 1.5 倍、20 mm は 1.3 倍になっていたと。

今回は本来の当初の目標どおり、13 mm と 20 mm の基本料金を 2 倍にする。これは現行の 2 倍ではなくて、改定前からの 2 倍ということですね。ほかは据え置くのだけれども、しかし、激変緩和措置として 20 mm については 1.7 倍に留められているという、そういうことでございます。

本当は前回の資料と見比べていただいて、このように変わりましたということが載っていましたので、そういうことでございます。

他にございますか。

はい、お願ひします。

○利弘委員

今回の答申の現状と課題のところで、結局、この水道料金の改定というのは、将来への備えというものが主目的だということですよね。それを達成するために今の料金体系とかを変えていくという話、そういうストーリーということで良いですね。

今の料金体系に問題があるから改定するのではなくて、将来に備えるためにというストーリー。どこを変えるのかというので、料金体系を変えていく。そういう話ですね。

この基本料金の改定のところで、こういう改定のときによくある議論だと思うのですけれども、今の 2 : 8 であったものを例えれば 4 : 6 にするというのは、前回の改定のときに 2 : 8 と決めたわ

けですよね。

○事務局 中西次長

平成 27 年の料金改定のときも料金の原価計算を行いました。料金原価計算によると、やはり基本料金の割合と給水料金の割合は、ほぼ 4 : 6 という原価計算になりまして、当時の料金体系の割合が実質 2 : 8 だったため、基本料金を 2 倍にして 4 割に引き上げることを目的とした、料金体系の見直しを平成 27 年に行つたものでございます。

ただ、13 mm と 20 mm の一般家庭用のメーターについては、いきなり 2 倍というわけにはならず、1.5 倍と 1.3 倍に留めたという状況でございました。

○利弘委員

分かりました。その当時、例えば 1.3 倍とか、そこの上げ幅を抑制したわけですよね。その抑制したことには理由があったと思うのですけれども、今回はその理由がなくなったという整理なのですか。そこについてもう少し言及したほうが良いのではないかなど。前回、一旦これが合理的だということで決められているわけで、ある種それを否定するわけですよね。ですから、その理由を少し追加したほうが良いのではないかなと思いました。

○事務局 中西次長

今回の料金の原価計算においても、やはり基本料金と給水料金の割合というのは、概ね 4 : 6 というような原価計算になっていますが、現行料金では 4 : 6 にならない要因として、やはり 13 mm と 20 mm の口径において目標の料金水準になっていないため、公平性の観点から目標の水準へ近づけるよう見直したというところもありますので、少し文章的にその辺り加筆修正が必要と思われます。

○事務局 小塚上下水道局長

見直したことについては、こここの文章の中でいうと激変緩和措置があったのをやめたというところで読み取ってくださいという文章構成になっていますので、少し言葉が足らない部分があるのではないかというご意見でよろしいでしょうか。

○利弘委員

「激変緩和措置であったものが、その措置の猶予が切れましたよね」と、そういうことということですか。

○事務局 小塚上下水道局長

そうですね。本来いただくべきものを急に上げると一般市民生活に影響が大きいので、それを一旦その程度に抑えていたと。その後、黒字が続いていたので、料金改定の必要性、本当はそこで料金の構成の見直しをする必要があったのかもしれません、経営そのものが順調にいっていたので、そういうところまでは改定に踏み込まなかつたというところが現実的にはございます。

したがって、今回については、本来水道料金というのは大口需要家であろうと小口需要家であろうと平等にいただく、使用水量に応じて単価も全部一緒、あるいは基本料金も一緒というのが

本来ですけれども、そういったところを見直していっているということです。

○利弘委員

主旨は分かりました。本来ここまで上げるべきだったところを、そこをちょっと抑えている部分、そこを本来のあるべき姿に近づける。そういうことですよね。

○小塚上下水道局長

そういうことです。

○岩本会長

ありがとうございます。答申案だけを見ると、多分なかなか難しいと思います。前回の資料 2 と見比べながらがベストかとは思います。

確かに分かりにくいかもしれません。現在は 4 : 6 が基本的な理想形として一応基本料金を計算していたが、ただ、一般家庭については低く留められていたということですね。

あと、公平性というところも多分ポイントで、大口の利用者、口径がもっと大きいところと一般家庭との公平性というのを一応考えられているということであると思っております。

○事務局 小塚上下水道局長

少し文言整理させていただきますが、前回はそこに留まっていたけれども、今回については、できるだけ理想に近づけるということで、このようにしたというほうが分かりやすいと思われますので。

○利弘委員

まだ激変緩和は。

○事務局 小塚上下水道局長

口径 20 mm の基本料金については 1.7 倍で激変緩和を一部残しているので、4 : 6 にできるだけ近づけるということと、それから逓増度を広がらないようにするという公平性の観点の両方からの文章構成について、会長マターとして、事務局と調整をさせていただければと思います。

○岩本会長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。よろしいですか。前に戻っていただいてご質問されるのは自由でございます。

……質問・意見なし……

それでは、次のブロックをお願いいたします。

○事務局 新田係長

そうしますと、3ページ中段からでございます。

……以下、読み上げ……

給水料金の改定。「算定要領」では、給水料金単価については、使用量にかかわらず同一とする均一料金制の立場を基本としつつも、生活用水の低廉化への特別措置として、水を多く使うほど単価が高くなる逓増型の料金体系の採用が可能とされており、全国の多くの水道事業者で採用されている状況である。

なお、逓増型を採用する場合でも、原価主義に基づき適切に単価設定することとし、最低単価については少なくとも維持管理に必要となる費用を確実に回収できるものであること、また、最高単価との逓増度を緩和することが示されている。

松江市においても、従来この逓増型料金体系を採用しており、小口需要者の低廉化が図られている反面、大口需要者の負担増加をもたらしている状況である。

今回の改定案では、小口需要者に配慮して、引き続き逓増型料金体系とされている。

具体的には、1点目として、維持管理に必要な経費として 10 m^3 までの最低単価を 90 円と設定されている。

2点目として、 60 m^3 を超える最高単価を 308 円に設定し、逓増度は 3.58 倍から 3.42 倍と若干ではあるが緩和されている。

3点目として、標準的な一般家庭（使用料 20 m^3 ）に対する水道料金の改定率が平均改定率の 26.02%を超えないよう、 11 m^3 から 20 m^3 までの単価を抑制している。

以上のことから、今回の改定案は、維持管理費を回収可能な最低単価の設定及び逓増度の緩和により料金体系の公平性に配慮され、また、一般家庭用の料金にも一定の配慮がなされていることから給水料金の改定は適当であると判断する。

○岩本会長

ありがとうございます。次は給水料金の改定でございます。ここは色々ご質問・ご意見があるかもしれません、よろしくお願いします。

いくつかポイントがあるかと思いますけれども、「具体的には」から始まる「1点目として」、「2点目として」、「3点目として」というところが今回の給水料金改定の説明、評価の部分になります。よろしいですか。

1点目の、これは前回かなり強調された議論だったと思いますが、維持管理に必要な経費、ですから、使用量が少ない方であっても、水道を最低限維持管理するためのお金は負担してもらわなければいけない。使用水量が少ないからといって、全然お金を負担しないという考え方には立たないということです。ですから、そこが 90 円になっている。

あと、3点目は、これは標準的な一般家庭の使用量 20 m^3 への配慮ということで、ここは 26.02 を超えないように設定されているということあります。

改定率は、11 から 20 のところを見れば良いのかな。ですから、改定率 15.0%となっています。そのような計算になっておりますが、とはいえ、実は複雑な計算かと思いますので、色々ご質問があるかと思っておりましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

値上げするにも公平にというのが 1 つの発想なのだけれども、とはいっても逓増制を採用されてい

て、たくさん水を使われる方の負担が多くなっていたけれども、やはり公平性も大事なので、過増度の緩和ということが含まれているということ。

そして、一番よく水を使われる、標準的な一般家庭への配慮もなされているということでございます。繰り返しになりますが。

よろしいでしょうか。

……質問・意見なし……

ここは多分かなりのポイントだったと思いますけれども、それでは、続きをお願ひいたします。

○事務局 新田係長

そうしますと、4ページの4行目、3.付帯意見でございます。

……以下、読み上げ……

(1) 松江市では、第1次松江市上下水道事業経営計画に基づき事業を計画的、効率的に運営している。その中でも特に施設の耐震化や老朽化対策は、将来にわたって安全で安心な水道水を安定供給していく上で重要な施策であるため、今後も着実に進めてもらいたい。

しかしながら、急激な物価高騰に加え、現在トランプ関税による国際的な経済混乱が危惧され、地方経済にも大きく影響する恐れもあることから、これまで松江市で取り組んできた経営の効率化を今後も継続し、業務改善の方策として DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するなど、更なるコスト削減を図るとともに、広域化や官民連携の強化、国からの補助金や交付税措置を最大限確保することにより、市民生活における負担軽減に努めてもらいたい。

(2) 水道施設の耐震化や更新などの事業を推進していくためには、使用者が水道に対し関心を持ち理解を深めてもらうことが不可欠であり、耐震化事業の必要性や取り組み状況、経営状況など分かりやすく発信することが大切である。特に経営状況についてはキャッシュフロー（現金の流れ）をベースとして分かりやすく説明する必要がある。

料金改定を周知するにあたっては、地域・職域における説明会を始め、局の広報誌やホームページ、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、様々な媒体を活用しながら、水道の重要性を認識してもらうことが、持続可能な事業運営につながるものと考える。

(3) 水道及び下水道の料金改定について、国土交通省、総務省は少なくとも5年に1回は原価計算等により改定の必要性を検討し、経営戦略等において公表することを求めている。

松江市では、令和8年度から12年度までの5年間の原価計算を行い、水道料金の改定が必要と判断されたところであるが、昨今の社会経済情勢の変動は大きく、計画に乖離が生じる恐れもあることから、今後も概ね5年ごとに適正な料金のあり方を検討する必要がある。

○岩本会長

ありがとうございます。付帯意見は1から3をまとめてご説明いただきました。

ここもこれまでの議論を踏まえた部分かと思いますが、何かご意見・ご質問はございますでし

ようか。

はい、お願ひします。

○原田委員

付帯意見 1 の官民連携の強化というのは、具体的にどういったことだったでしょうか。

○事務局 中西次長

官民連携につきましては、これまで民間事業者との連携を行っているところでございますが、特に今はウォーターPPP というような枠組みもできて、それが交付金の要件となるなど、国の方針においても、現在の民間との連携をさらに発展させるような形で進めていくべきというような方針が示されております。当局の経営計画の中にある、民間事業者との連携のあり方についても、今までのあり方をゼロベースに、もう一度見直すということで、さらなる民間事業者との連携のやり方を深めるということを検討していきたいと考えております。

○原田委員

少しおさらいも含めてなのですけれども、補助金ですとか交付税措置の最大限の確保ということで、前回も地域間格差だとか、その辺りの問題点を指摘させていただいた上で、国に対する要望ですか、そういうものを活用できないかということを触れました。現在、交付税措置というのはどういったところに対して設けられて、例えば人口のことであったり、地理的要因であったり、交付税の上積みを含めて、余地があるものなのかなどうか。

というのも、人口減少とか、地理的要因とか、人件費の高騰とか、物価高騰で、全国的な課題というのは当面続くと思います。そういうことも踏まえて、概ね 5 年ごとのあり方の検討ということも触れられると思うのですけれども、この課題というのは今後も続いていくということもあって、やはり全国住むところによって格差がさらに拡大するという課題を越えていくためには、どうしてもセーフティネットとしての国の一定の関与といいますか、その必要性もあるのかなというように思っております。

そういう意味で、交付税の措置が今どういうところに対して充てられているのかというのを少し教えてもらっても良いでしょうか。

○事務局 中西次長

交付税の措置につきましては、毎年、総務省から、水道料金で賄うべきものではない、水道料金以外で一般会計から繰り出しができる基準というものが定められており、その定めに基づいて繰り出したものについては、50%であるとか 25%、そういうところの交付税措置が設けられております。

松江市においては、その分で大きな影響があるのは、やはり平成 28 年度末に統合した旧簡易水道に対する繰出金というものがございまして、統合して上水道になると繰り出しの基準に適合しないものがございましたけれども、それを要望活動等によって旧簡易水道の、例えば建設改良に要した企業債、借金の償還金に対して繰り出しが可能となりました。また、その繰り出しに対して一定の交付税措置を講ずるというようなところが現在あるわけですけれども、その措置も時限的な部分もあったり、非常に活用しづらい交付税の種類があつたり、課題を今なお抱えており

ますので、さらなる活動を続けて、さらに拡充を求めていきたいというように考えております。

○原田委員

ありがとうございます。何となくの見通しなのですけれども、今後、値上げの方向が将来にわたって止まらないのではないかという懸念が恐らく市民のみなさんには出てくると思うのです。確かにこういった要因はあって一定仕方ないということもあるのですけれども、打てる手は、やはり一自治体では限界があると思っていますので、経営努力を含めて。やはりそこは国のはうの一定の関与も上げていかないといけないのかなというように思いますので、そういうこともしていくということをできるだけ市民の方にも伝えていただくようなことが分かると良いのかなというように考えましたので、お聞かせをさせていただきました。ありがとうございます。

○岩本会長

ありがとうございます。原田委員のご指摘、そのとおりでありますて、水道料金の問題は、松江市だけ頑張ってもなかなか難しいところがあるということで、ですから付帯意見の1があるということです。

国とか広域化、官民連携の強化、国からの補助金や交付税措置を最大限確保して、何とか値上げ傾向に抗うことができるよう頑張って努めてもらいたいと、そういうことであります。

他にございませんか？

はい、お願いします。

○事務局 小塚上下水道局長

今おっしゃられた部分というのは、前回、2回目の最後の辺りで私も言ったような気がするのですけれども、国策として何とかしてほしいということは重要だと思っています。

ただ、基本は受益者負担の原則でいただくのが当然だということですので、これは水道事業会計で成り立つ問題ではなくて、料金審議会の審議事項かどうかということにもつながるのではないかというように一部思っております。

ただ、人口減少が今後も加速度的に進んでいくというのが見えておりますので、そういったことでの要望活動というのを継続するというような文言を、例えば(1)の一番最後辺りに、単に最大限確保するという、「最大限確保」の中に色々な言葉が、色々なニュアンスが入っているわけですけれども、そこを少し個別に書き出すという方法はあろうかとは思っておりますので、これも会長マターとしてご相談させていただければと思います。私どもも、多分ここにいらっしゃる方々も思いは一緒だと思います。人口減少して地方がどんどん置いていかれるというところ、東京の賃金はどんどん上がっていくのだけれども、地場はなかなか恩恵が被れないけれども、物価は全国一律で上がっていくというようなところがございますので、そういった思いをこの付帯意見に言葉として入れることができればということで、岩本会長と相談をさせていただければというように思いますが、いかがでございましょうか。

○岩本会長

原田委員がおっしゃった「経営努力には限界がある」というのはすごく分かりやすいですけれども、それを答申案にどこまで書けるかという問題もあるかと思います。ちょっと色々工夫をし

てみましょう。ありがとうございます。

他にございますか。

(1)だけではなくて、(2)とか(3)とか、特に(2)は、これまで色々な委員の皆様からご指摘があつた、いかに市民に分かりやすく水道料金の制度を伝えるか、という部分でありますと、原案としてこういう書き方になっていますが、もうちょっと足したら良いのではないかとか、そういうご意見もあるかもしれませんので、遠慮なくご発言いただければと思います。

ここまでが答申案の検討になるのですが、まだ発言されていない方から、答申案全体でも結構ですので、ご発言していただければと思います。

それでは、万代委員からお願ひします。

○万代委員

失礼します。前回は都合で出られなかつたのですけれども、中西さんのはうから詳しい説明を聞かせていただきまして、随分理解させていただいております。

水道料金がどれだけ上がるのかなと心配をしておりましたら、良いぐらいに抑えていただけるということで、ちょっと安心しました。

水道の使用量という問題について、減っているというのは、よく子どもたちも見ると水を買つてているというか、松江の水道水はおいしいのに何で水を買うのかなと思うぐらい買っていて、こんな時代になるなんて夢にも思わなかつたことがありましたけれども、だんだんそういうことになると、本当に大変なことになるなという思いがしております。このような水道料金の改定についての審議会委員という機会に恵まれまして、このことについても家族とか、周りの者たちにもしっかりと伝えていって、「こういう理由でこういうことになっている」ということを伝えていきたいなと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

○宮原委員

失礼します。付帯意見というところになるかどうか分からぬのですけれども、最初に局長さんがお話しされましたとおり、前回の第2回から今回の第3回の開催までのところでも、非常にメディア等で様々な価格の高騰のことが発表されていまして、やはり賃金も上がらない中で、将来や自分の子どもたちが社会に出たときのことを思うと、案外心許ない気持ちがしているところです。本当に空気もきれいな、水もおいしい松江市で住み良いまちなのですけれども、住宅の費用も割とこちらのほうにしては高かったりという中で、水道水も値上がりということで、生活者レベルからすると、やはり26%とはいえ、高いなというところはあると思います。

ここでこういったことを発言して良いかどうか分からぬのですけれども、松江市で暮らす上で、何もかもが高いというのではなく、例えば公共の駐車場の料金が無料で使えるだつたりとか、何かそういったちょっと良い、市民にも優しいまちだというところを感じられるようなまちづくりが全体としてできていけると良いなと思って発言させていただきました。

以上です。

○喜多川委員

私も付帯意見になるか分からぬのですけれども、前回SNSとか、あとは公民館などを使つ

て親子で参加できる水道料金の仕組みみたいな説明をされたら、皆さんがあなたがもっと身近に料金について考えられるのではないかという意見を出しました。やはり料金が上がるというのは、今、当たり前になり過ぎていて、みんな納得せざるを得ないというか、支払えと言わされたら支払うしかないみたいな、そういった世の中になりつつあるので、これだったら払わないと生きていけないし、仕方がないかなと納得してもらえるような、明るい方向にちょっとでも進むような媒体などをつくっていけたら、みなさん水道も大事に使うし、電気も大事に使うし、節電・節水などをもっと心がけられていくのではないかなというのは思います。

ニュースなどを見ていても、子どもたちも本当に「また上がるって」と、その「上がる」という言葉にめちゃくちゃ反応するので、そこばかりではないよという、その仕組みみたいなものももっと認知していければ良いのかなという考えでいます。

以上です。

○金井副会長

私は副会長の立場ですので、これに対する意見はありません。皆様方の意見ということで、会長と意を同じくしているのですが、別の立場で商工会議所から出ているので、事業者の思いからいいますと、やはり収益率やそういった事業をしての本当に儲かる部分、労働分配率というのですか、そういったものが大変限界まで来ていて、この金額を上げねばならないという考え方であります。

若干ハレーションの覚悟はしているところでございますが、しかしながら、今回の答申は、未来に、将来にツケをつくらないということを聞いておりました。

それから、この局の入口にある水道管の新しいもの、「100年使いますよ」と。ここに来るたびに見るのでけれども、今日、改めてまじまじと見ました。すごく努力をされておりまして、そういうものを開発するのは事業者でございます。努力を惜しまずやっていくためには、この上がった料金を適正な金額で民間に出ていただきたい。叩くばかり、進めるばかりが良いものではなく、良いものを適正価格で松江市さんが発注していただければ、事業者も収益が上がって、負ではなく正のスパイラルに入っていけば、将来にもっとツケを残さないようになるのではないかなと思います。

この答申案とちょっと外れているかもしれません、この水道事業、今まで30年しかもたない、50年しかもたない、ひょっとしたら70年までもたない。これからは100年はもつよと。もしかすると130年ぐらいもつのかかもしれません。それから、耐震にもなると。必死に努力は見ておりまして、我々事業者も努力をさせていただいているところは、市民の皆様にもご理解をしていただきたいなと思っております。

それから、主婦の方とか、あまりものづくりに接しない方々にも併せて宣伝というか、周知をしていただければご理解が得られるのかなと思います。人口が少なくなるので、最大限先にツケを残さない。我々が払えるところはちょっと頑張っていきたいなという気持ちで、会長と局と一緒に作っておりますので、ご理解を賜ればという立場と、それから商工会議所でございますので、事業者の若干の思いを述べさせていただきました。

○植田委員

3回にわたってということで、私どもの意見も中に入れていただいて、大変ありがとうございます

ました。適正な形でつくられているというように思っております。

この中身については、もちろん課題、それから料金の改定については、「こうだから適正ですよ」ということの中身が書いてあると思います。

あと、付帯意見のところについてというところも、これからのことということではあるのですが、例えば付帯意見の2番ところに「経営状況を分かりやすく発信することが大切である」というところは具体性がないので、例えば年次的だと、経営状況をオープンにすることによって、「5年間でこれだけこのようになります。順調ですよね」ということを伝える。

もしくは、物価高騰によって経費が大幅に上がってきたという話を年次ごとにすると、「もうそろそろやばいですよね」というのは市民の方も分かる訳ですから、そうすると覚悟というか、「仕方がないよね」とソフトランディングしていくというのも必要かなと思い、「経営状況を分かりやすく発信する」というところに、もっと具体的に年次ごとみたいな意味合いを入れていくというのが良いのかなというように思いました。

それから、その下の部分の「様々な媒体を活用しながら、水道の重要性」について、「水道の重要性」という言葉が、水道の何の重要性なのか、料金なのか。「水がなくなったから使わないでください」という意味での重要性なのか、それとも「これから維持するためにどんどん使ってください」という意味での重要性なのか、色々な見方があると思いますので、この水道の重要性とは何かというのをきちんと入れておく必要があると思います。

あとは、5年ごとに見直すというのは適正だと思います。今が、デフレからインフレに変わっていく踊り場でインフレに変わらないといけないと思っています。今や日本というのは弱い国です。今日も1ドル139円です。物価指数でいくと、私は東アジアのほうによく営業に行くのですけれども、10年ぐらい前までは、日本の半額とか3分の1だったのですけれども、東アジアはもう日本よりも高くなっているんですね。びっくりしますよ。インフレというのは急激にくるので分からないです。デフレがずっと続いたからみんなデフレ脳になってしまっているので、そんな急激にインフレにはならないというように思われるかもしれません。例えば、私どもずっとこの松江で長らくホテル業をやらせていただいているのですけれども、1984年だったかな。金利は「7.0%」だったんですよ。実際には東京銀行間取引金利で「8.0%」で借りているのです。何それという話なのだけれども、5年でというのは、10年経てばそういう可能性はゼロではないわけです。そうすると5年というのは1つのタームとしてはギリギリなのかな。本当は2年とか3年とかで見ていかないと経営状況というのがちゃんと分からぬのではないかなと思います。公共というのは後からというのがどうしてもあると思いますが、民間だと1年ごとにとか、2年ごと3年ごとに傾向を見直すわけですけれども、5年というのはギリギリなのかなという思いで見た場合に、経営状況を市民の方に「こうなのです」とちゃんと伝えていくことが必要なのかなと思っていました。

○岩本会長

ありがとうございました。委員の皆様全員にご発言いただきて、ありがとうございます。私も色々な審議会や委員会に参加させてもらうことがありますけれども、この審議会に第1回から参加させていただいて、必ず全員1回は発言するというこのスタンスは良いなと。結構発言しないまま終わってしまうこともあるので、なかなか良い姿勢の審議会だなと思っておりました。

事務局にご質問なのですが、資料2の説明は最後のほうにされますか。分かりました。キャッ

シュフローの話かと思うのですが、また後ほどということで。

それでは、委員の皆様には第1回の審議会から水道料金改定の諮問に対して真剣にご審議いただきました。本日は、答申案についても非常に熱心にご意見・ご感想をいただきました。

全体としまして、いくつか文言の修正とかがあったかと思いますが、全体としまして、答申案についてご了解いただけたというように思っているのですが、いかがでしょうか。

はい、お願ひします。

○利弘委員

やはり3ページ目が分かりにくいかと思っていたので、何でかなと思っていたのですけれども、真ん中ぐらいから、今回のテーマは遅増度の緩和だというように理解しているのですけれども、この太線の下線のところで「遅増度の緩和をすることが示されている」と書いてあります。その後も「松江市においても」のところも、これも遅増度の緩和に肯定的な文章だと思います。その後が、今度は逆に「遅増料金体系とされている」というようになっていて、その後の「具体的には」のところの2点目は分かるのですけれども、若干緩和されている。1点目のところの90円と設定されているのが、これがどう緩和されているのかがちょっとよく分からないです。

それから、3点目も、これも多分、緩和されているということだと思います。これは普通だったらもっと高くなる。それが26.02で抑えられているから、やはり緩和されているということかな。ちょっとよく分からなくなっていますけれども、この「今回の改定案では」という、下から10行目ぐらいの。「これは小口需要者に配慮して、引き続き遅増料金体系とされつつも、その遅増度をどう緩和している」とか、そのように変えたほうが良いのでは。この文章があるから何か分かりにくいような気がして。一貫していないというか、そこかなという気がしている。

あと、緩和していることがテーマであれば、その緩和している度合いをもう少し2点目みたいに触れたほうが良いのではないかなど何となく思ったのですけれども。

○岩本会長

論理の流れがわかりやすく具体的な文言の変更のご提案がありました。緩和なのか、それとも遅増型の維持なのか、どちらに重点があるのかちょっと分かりにくいのではないかというご指摘と伺いました。事務局のほうですぐにお答えになれるかどうか分かりませんが、何かござりますか。

○事務局 小塚上下水道局長

逆説的だったり、そのまま肯定的であったりというのが交差して出てきますので、分かりにくい部分がございます。改めまして、会長マターということでおよろしいでしょうか。

それから、分かりにくいですけれども、改定案については、①として料金水準をまず26.02%ということと、料金の基本料金と給水料金をこのようにしましたというような3部構成というようなことでございますので、その辺のところは分かりやすいかなと思いますが、基本料金及び給水料金の改定の部分について若干文言修正が必要というように理解しておりますので、会長と相談させていただきます。

○岩本会長

ありがとうございます。そういうことで、ちょっとまだブラッシュアップの余地があるかなというご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

答申案の方向性につきましてはご了解いただけたと理解してよろしいでしょうか。

……異議なし……

ありがとうございます。いくつか文言であったり、論理であったり、ご指摘をいただきましたので、事務局と相談しながら修正させていただいて、皆様のほうに共有させていただくという流れになろうかと思います。ありがとうございました。

そういたしますと、修正案が確定した後は市長への答申という段階になるのですけれども、本来ならば委員の皆様と一緒に答申をさせていただくべきなのですが、委員の皆様もご多忙だと思いますので、私と金井副会長に答申そのものはご一任いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

……異議なし……

ありがとうございます。

これは事務局にご確認ですけれども、市長に答申書を手渡しするみたいなイメージでしょうか。分かりました。

ありがとうございます。それでは、私と副会長のほうで答申案を加筆修正いたしまして、市長へ答申させていただこうと思います。加筆修正いたしました答申書につきましては、事務局から委員の皆様に送付をお願いいたします。

最後になりましたが、そのほか、全体を通してご質問とかご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員の皆様、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○伊藤委員

すみません、教育というところからなのですけれども、実は先日、郡山市に行ってまいりました。郡山市で観光ツアーアーに入った際に、市民の方が「いかんせん郡山市は水道料金がとても高いのです」と普通に言われたことをふと思い出しました。

水道料金が高い理由を市民の方々がすごく理解されていたのです。

「猪苗代湖からしか水が来ない。だから用水路などでここまで40km以上引っ張ってきている。これを維持管理するために、郡山市の水道料金はすごく高いのです。でも、我々は猪苗代湖を誇りに思っているので、水道料金のことに対して何か言うことはありません。学校で子どもの頃からそう教えられています。」というように言われたのです。要はこの水がどこから来ていて、どういった設備でお金がかかっているから料金が高くなっている理解しているということです。今、周知というお話をありましたけれども、長年をかけて、やはり教育の場にもこういったお話があれば、値上げにご理解をいただきやすいのかなと思いましたので、発言させていただきました。

○岩本会長

素晴らしいご紹介でした。ちなみに、それは小学校とかですか。

○伊藤委員

ガイドを受けたのは多分 50 代ぐらいの女性の方でして、特に観光ガイドを専門でやっている方ではない方でして、スタートアップ企業の一企業さんの方にガイドをしていただいたのです。

例えば小学校の遠足で猪苗代湖に行きます。猪苗代湖から水がどう流れてきているかというルートを通って帰ってくるとかをやってみたり、また、私が行ったその観光ツアーのコースの中にも用水路の 1 つが取り入れられていました。田んぼの中に用水路がダーッとあるのですけれども、「猪苗代湖から山を越えて流れてきた水が、今ここに流れています。ここからさらに何kmかけて郡山市まで行っています」ということを、専門のガイドではない方も説明ができたというところで、どうやら小学校のころにそういう教育を受けていたようです。

○岩本会長

なるほど。これは松江市でもできなくもないですね。水源への遠足はできなくもないです。なるほど。ありがとうございます。

すごく最後の締めとして良いお言葉をいただいたので、もうこれで終わるのがきれいかと思いますが、いかがでしょうか。

……質問・意見なし……

○事務局 中西次長

お配りしております資料 2 をちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、この資料につきましては、前回の審議会の中で料金値上げをした場合の財政推計をお示ししておりました。その財政推計の中で、料金値上げをすることによって概ね約 10 億円ぐらい水道料金収入が増える。その結果、損益ベースでの収支が 7 億円前後ぐらいの利益が発生するというところで、委員の皆様から「それほどの利益が必要なのかどうか」というようなご意見や、「損益ベースの収支だけを示しては、なかなか経営状況を含めて分かりにくい」というようなご意見もいただきました。できるだけキャッシュフローベースでの説明を今後、議会、それから市民の皆様への料金説明をするにあたっては必要ではないかというところで、この料金算定期間、令和 8 年から 12 年度、5 年間の資金の流れというものを資料 2 としてお作りさせていただきました。

これを基に、今後、市民の皆様へのご説明等に活用していきたいと考えておりますので、少し説明をさせていただきながら、また委員の皆様からご意見をいただき、より分かりやすい資料にしていきたいと考えております。

まず、左側に収益的収支というように図式させていただいているところでございますが、この左側が収入でございます。総収益 59.9 億円というように数字を示しているのですけれども、これは令和 8 年から 12 年までの 5 年間の平均値をとらせていただきました。料金改定を実施したとすれば、この 5 年間、1 年平均で総収益は 59.9 億円になります。

その主なものとして給水収益が 51.6 億円で、そのうち今回の改定による増収分が 10.7 億円と

なります。その他、国、それから松江市等の繰入金等が 2 億 9,000 万円ございます。

緑色で示しているのが、現金収入ではない過去の補助金に対する戻入益という長期前受金戻入益が 5.4 億円ある中で、総収益は 59.9 億円が 1 年平均でございます。

そして、人件費、修繕費、委託、様々な維持管理費を右側に費用として表しております、これが年間で約 32.8 億円となります。

それから、これは非現金支出ではありますけれども、減価償却費というものが 20.8 億円ございまして、総費用といたしましては 53.6 億円になります。

結果、収益的収支だけを見ると、利益としては純利益 6.3 億円が平均値として 5 年間計上される仕組みとなっています。

ただ、これを現金という形にしますと、純利益の 6.3 億円と、下のほうにいきますが、損益勘定留保資金というように書いてありますが、これは減価償却費によって蓄えられる留保資金です。減価償却費は 20.8 億円あるものの、そのうち長期前受金戻入益が 5.4 億円ということで、これを収支差引きすると、現金ベースでは 15.4 億円が毎年平均でストックされる。

併せまして、1 年間に発生する現金というのが内部留保資金として 21.7 億円、青く囲っております。このお金はどう使っていくかというところが右側の資本的収支というところになります。

この資本的収支の右側に、毎年平均で建設改良費、耐震化事業、老朽管、老朽施設の更新等に使うのが 24 億円。また、過去の借入金の償還金が 11 億円ございまして、年間 35 億円の支出を見込んでおります。

この 35 億円の財源となるものが国庫補助金で 9.8 億円。また、企業債収入で 6.8 億円を考えておりまして、資本的収入は 16.6 億円になりますので、収支不足額として網掛けをしております 18.4 億円を生じることになります。

これを収益的収支で毎年発生する内部留保資金 21.7 億円のうち 18.4 億円をここに補てんをいたしまして、残る残額といたしましては、年間約 3 億 3,000 万円の資金が蓄えられる形となっております。

この 3.3 億円というのは、原価計算でお示しをさせていただきました実費用に加えて物価高騰、そういった再投資に必要な蓄えとして資産維持費 3 億円を計上している結果、こういった現金としては毎年 3.3 億円ずつストックされる、そういった仕組みになっておりますというような形で、今後、市民の皆様等にご説明をしていきたいというように考えているところでございます。

この資本的収支に対する不足額について、もっと借入金を増やせば、蓄える必要もないかと思いますけれども、委員の皆様からもご意見をいただきました、将来にツケを残さないという形でいくと、やはりこの資本的収支に対する不足額というのは、水道料金等で一定程度賄う必要があるというように考えているところでございます。

○岩本会長

ありがとうございました。前回の第 2 回の審議会でご意見をいただいたところへの事務局のご回答ということになります。

いかがですかね。資料につきまして、「ちょっとこの数字が分からない」とか、何かご意見・ご質問はございますか。

……質問・意見なし……

一見するとすごく利益が上がるよう見えるけれども、ちゃんと使わないといけない、支出をしなければいけない、そういう図になっているかと思います。

それでは、以上をもちまして第3回松江市公共料金に関する審議会を終了いたします。

私から特に締めの挨拶はないのですが、本当に熱心にご審議いただきまして、また、ご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局 中西次長

ありがとうございました。

この後ですけれども、5月20日に市長への答申を予定させていただいております。皆様方には、この答申書の写しを発送させていただくことで、今回の審議会の任期満了となります。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、ここで松江市上下水道事業管理者、上下水道局長の小塚豊よりお礼のご挨拶を申し上げます。

○事務局 小塚上下水道局長

岩本会長、大変スムーズな進行ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、3回にわたる慎重なご審議と活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。それから、中途から伊藤委員、非常に良い意見を言っていただきまして、ありがとうございます。

私どもは「わたしたちの松江」という小学校3～4年生を対象とした学習を行っているのですがご存知でしょうか。郷土の学習をする時間というのが以前からあって、実は忌部の浄水場も見学コースとして入っていました。今は耐震化事業の工事期間中で危険なものですから来ていただけないのですが、今まで私どもは松江市の施設だけを見ていただいていたという部分がございます。

先ほどの伊藤委員のご発言と、それから、私どもが今回第1回で説明した「松江の水道水というのはどこから来て、どのようなコストがかかっているのか」ということを再度資料にしたためる中で、そういう気付きも気付かせていただいたということでございます。

官民連携という言葉も先ほど原田委員からもご質問がありましたけれども、決して我々は公の責任を民間にお任せするということではないです。水道事業というのは、上下水道局だけがやっている事業ではなくて、地元に息づく民間の管工事をしていただいている皆様方が実際工事をして、雪の日も雨の日も穴を掘って、そこで水道管を変えていただいて、災害の備えであるとか、老朽管の例えれば破裂による漏水とか、そういうものに24時間365日備えていただけるということで成り立っている事業でございます。

人が減っていく中で、官民の役割分担を上手にしながら、いかに松江市全体で上下水道事業をつつがなく将来につなげていくのかということが私どもに課せられた使命というように考えているところでございます。そういうところで、ベストミックスを目指しながら、少しでも料金の上げ幅を少なくする、あるいは、できれば避けたいというところで、気持ちは皆様方と一緒にということでございます。

本当に物価高騰の折、特に家計を預かる皆様方にとって非常に苦しい審議会だったとは思いますけれども、私どもも今後、5月に市長に答申をいただきましてから、最短で9月議会の上程を目指しているところでございまして、今度は今回いただいた答申を基に、市議会の場で活発なご議論をいただくというような手はずになっております。

また、私どももできるだけ100%すべての情報を市民のみなさんにご提供申し上げ、分かりやすい資料の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方、今回こうして3回のご審議に参加いただきましたので、何なりと、「こんなことはどうだろうか」とか、「分かりにくいから、もう少し改善してくれ」ということがありましたら、どしどしこれからもご意見をいただければというように考えております。

3回にわたる熱心なご論議、ありがとうございました。

○事務局 中西次長

ありがとうございました。それでは、本日の審議会は終了いたします。皆様、どうぞお気を付けてお帰りください。ありがとうございました。